

# 一般社団法人 長崎県計量協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県計量協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、正しい計量思想の啓発、計量に関する調査及び計量器の検査事業を行うことにより、適正計量の実施に貢献し、もって産業製品の品質向上と県民サービスの充実に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 計量法及び計量思想の普及啓発
- (2) 計量及び計量器に関する調査
- (3) 計量器の製造・修理・販売に関する指導
- (4) 計量に関する情報の提供及び研修会・講習会の開催
- (5) 計量器の検査事業及び検定補助事業
- (6) 長崎県収入証紙の売り捌き
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

### 第3章 社員

#### (法人の構成員)

第5条 この法人の構成員は次の2種とし、正社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」と言う。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して社員となった個人又は法人（団体を含む。）
- (2) 特別社員 この法人に功績があった者又は専門知識を持つ者で理事会において推薦されたもの

#### (社員の資格の取得)

第6条 この法人の正社員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。なお、理事全員の賛同を得ることをもって理事会の承認とみなすことができる。

#### (会費)

第7条 正社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (任意退社)

第8条 社員は、理事会が別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### (除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において正社員の半数以上が出席し、総正社員の議決権の3分の2以上の決議によって除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、除名の決議を行う社員総会において、その社員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名が決議されたときは、その社員に対し通知するものとする。

#### (社員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上滞納したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき

#### (会費等の不返還)

第11条 第8条から第10条までの規定により、この法人の社員でなくなったときは、既に納入した会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

### 第4章 社員総会

#### (種別)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第13条 社員総会は正社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正社員1名又は法人(団体を含む。)につき1個とする。

#### (権限)

第14条 社員総会は、法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

2 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の計算書類等の承認
- (5) 入会の基準並びに会費の金額
- (6) 社員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

#### (開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正社員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が代表理事にあったとき

(3) 前項の請求をした正社員は、次の場合には裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- 一 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

#### (招 集)

**第16条** 社員総会は理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、正社員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

**第17条** 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### (定足数)

**第18条** 社員総会は正社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決 議)

**第19条** 社員総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正社員の過半数が出席し、出席した正社員の過半数をもって決す。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (書面表決等)

**第20条** 社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

### (議事録)

- 第21条** 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の種類、選任等)

- 第22条** この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。
  - 4 前項の常務理事をもって、法人法上の第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (選任)

- 第23条** 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
  - 5 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務及び権限)

- 第24条** 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 常務理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - 4 代表理事、常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第25条** 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
  - (2) 監査報告を作成すること

- (3) 業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (4) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要あるときは代表理事に理事会の招集を請求すること、ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること
- (8) 理事が、目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (任 期)

**第26条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解 任)

**第27条** 理事及び監事が次の一に該当するときは、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正社員の議決権の3分の2以上の決議によって行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

#### (報 酬 等)

**第28条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

#### (取引の制限)

**第29条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

### 第6章 理 事 会

#### (理事会の構成)

**第30条** この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

**第31条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事、常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 借入金
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備

#### (種類及び開催)

**第32条** 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって、代表理事に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第25条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

#### (招集)

**第33条** 理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

#### (議長)

**第34条** 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

#### (決議)

**第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上が出席し、その過半数をもって行う。

#### (議事録)

**第36条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

2 第1項に加えて、その理事会において選任された理事2名以上が記名押印する。



## 第7章 財産及び会計

### (事業年度)

第37条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

### (事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 この法人は第1項の社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書

### (剰余金等の不配当)

第40条 この法人は、剰余金等の配当を行わない。

### (会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において総正社員の3分の2以上の決議により変更することができる。

### (解散)

第43条 この法人は、法令で定められた事由の他、社員総会において総正社員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公 告

### (公 告)

第45条 この法人の公告は、電子公告による方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事 務 局

### (設 置 等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

## 第11章 補 則

### (委 任)

第47条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は 中 村 末 幸 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

上記は、一般社団法人長崎県計量協会の定款の原本と相違ないことを証明します。

平成24年 4月 1日

長崎県長崎市銭座町3番3号  
一般社団法人 長崎県計量協会  
代表理事 中 村 末 幸